

平成 27 年

第 6 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 平成 27 年 6 月 17 日 (水) 午後 2 時

場 所 赤穂市立赤穂小学校会議室

赤穂市教育委員会

平成27年第6回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

- 報告10 平成26年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について
- 報告11 専決処分の報告について
- 専第5号 赤穂市社会教育委員の委嘱について
- 専第6号 赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 専第7号 赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について
- その他 (1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について
- (2) 夏季休業に係る生徒指導について

報告10

平成26年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について

平成26年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について、別紙のとおり報告する。

平成27年6月17日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

平成 26 年 度

学校給食会会計歳入歳出決算書

赤穂市 学校給食会
赤穂市立学校給食センター

平成26年度 赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算書

歳 款 項	目	当 初		予 算		予 算		現 算		額		調 定 額	收 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
		予 算 額	補 正 額	予 算 額	補 正 額	計	区 分	節 金 額								
									予 算 額	補 正 額						
1給食費		238,527,000		△ 3,532,000		234,995,000						235,309,063	234,457,723	337,631	513,709	
	1給食費	238,507,000		△ 3,545,000		234,962,000						234,641,741	234,398,338		243,403	
								1園児給食費	28,470,000			28,395,928		28,395,928		
2補助金												128,722,321	128,538,164		184,157	
	2過年度給食費											77,523,492	77,464,246		59,246	
		20,000		13,000		33,000						667,322	59,385	337,631	270,306	
3繰越金												563,000	563,000			
	1補助金											563,000	563,000			
		563,000		7,000		570,000						563,000	563,000			
4雑収入												416,943	416,943			
	1繰越金											416,943	416,943			
		1,000		415,000		416,000						416,943	416,943			
歳入合計												131,000	131,000			
	1雑収入											131,000	131,000			
		29,000		90,000		119,000						131,000	131,000			
歳入合計											236,420,006	235,568,666	337,631	513,709		

(単位 円)

歳 出 (単位 円)

款 項	目	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	備 考	
		当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節 金 額				
					区 分				節 金 額
1給食費		239,070,000	△ 3,020,000	236,050,000		235,117,879	932,121		
	1事務費	310,000	△ 35,000	275,000		269,573	5,427		
2事業費		238,760,000	△ 2,985,000	235,775,000		234,848,306	926,694	口座振替手数料 269,573	
					1需用費	2,751,302	103,698	消耗品費 2,112,345	
					2原材料費	232,920,000	822,996	印刷製本費 638,957 主食費 56,919,772 牛乳費 46,114,504 副食材料費 129,062,728	
2予備費		50,000		50,000			50,000		
	1予備費	50,000		50,000	1予備費	50,000	50,000		
歳 出 合 計		239,120,000	△ 3,020,000	236,100,000		235,117,879	982,121		

収入合計 235,568,666 円

支出合計 235,117,879 円

差引残額 450,787 円 (平成27年度へ繰越し)

平成 26 年 度

学校給食会会計歳入歳出決算資料

赤穂市学校給食会
赤穂市立学校給食センター

1 学校園別喫食状況一覽表

H26

(単位 日)

(1) 喫食日数

校 園 名	計 画 日 数	月 別 日 数 (実 績)												年 間 合 計	計 画 と の 差		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
中 学 校	赤 穂	170	11	17	18	11	16	20	14	15	15	14	15	17	14	168	△ 2
	赤 穂 西	170	11	18	19	11	15	21	15	15	15	11	15	19	11	170	0
	赤 穂 東	170	11	18	18	10	16	21	15	15	15	14	15	18	14	171	1
	坂 越	170	11	17	18	11	16	21	14	15	15	14	15	18	14	170	0
	有 年	170	11	16	18	11	17	21	14	14	15	16	13	15	16	168	△ 2
	赤 穂	186	13	18	20	12	18	19	17	16	15	15	15	19	15	182	△ 4
小 学 校	城 西	186	13	19	20	12	18	20	18	16	15	15	16	19	15	185	△ 1
	塩 屋	186	13	19	20	12	17	19	18	16	15	15	16	19	15	183	△ 3
	赤 穂 西	186	13	19	20	12	16	22	18	15	15	15	15	19	15	184	△ 2
	尾 崎	186	13	19	18	12	18	22	17	16	15	15	16	19	15	184	△ 2
	御 崎	186	13	19	17	12	18	22	17	16	15	15	16	19	15	183	△ 3
	坂 越	186	13	19	20	12	18	19	18	16	15	15	16	19	15	184	△ 2
	高 雄	186	11	16	20	12	18	22	17	15	15	15	15	19	15	180	△ 6
	有 年	186	13	19	20	12	18	21	17	16	15	15	15	18	15	184	△ 2
	原	186	12	19	20	12	18	21	17	15	15	15	15	19	15	183	△ 3
	赤 穂	151	5	18	21	8	11	20	18	12	14	19	5	19	5	151	0
幼 稚 園	城 西	151	5	18	21	8	11	20	17	13	19	6	19	6	151	0	
	塩 屋	151	5	18	21	8	12	20	17	12	14	5	19	5	151	0	
	赤 穂 西	151	5	18	21	8	10	21	17	13	13	6	19	6	151	0	
	尾 崎	151	5	18	20	9	11	20	18	12	14	5	19	5	151	0	
	御 崎	151	5	18	21	8	11	20	18	12	14	5	19	5	151	0	
	坂 越	151	5	18	21	8	12	19	17	13	14	5	19	5	151	0	
	高 雄	151	5	17	21	7	12	20	17	14	14	5	19	5	151	0	
	有 年	151	5	18	21	7	12	20	18	12	14	5	19	5	151	0	
	原	151	5	18	21	8	12	20	18	11	14	5	19	5	151	0	
	あけぼの	151	5	17	20	9	11	19	17	14	0	0	0	0	112	△ 39	
特 支	小 学 部	182	11	19	20	12	18	20	18	15	14	12	15	18	12	177	△ 5
	中 高 等 部	182	11	20	20	12	18	20	18	15	14	12	15	18	12	178	△ 4
	セ ン タ ー	190	13	20	21	12	18	22	18	16	15	15	19	19	15	189	△ 1

(2) 喫食延人員

校 園 名	喫 食												人			年 間 合 計
	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	員	3月			
中 学 校	赤穂	4,730	6,618	7,269	4,673	6,777	7,584	5,931	6,373	6,178	6,819	4,802	67,754			
	赤穂西	4,336	6,039	7,496	4,340	5,922	7,550	5,899	5,880	5,755	6,570	3,535	63,322			
	赤穂東	4,818	6,889	7,871	4,370	6,983	8,141	6,542	6,549	5,936	7,147	4,821	70,067			
	坂越	2,167	3,052	3,556	2,172	3,182	3,731	2,772	2,970	2,899	3,094	2,142	31,737			
	有年	1,023	1,374	1,689	1,023	1,594	1,839	1,307	1,488	1,361	1,488	912	15,098			
	小計	17,074	23,972	27,881	16,578	24,458	28,845	22,451	23,260	22,129	25,118	16,212	247,978			
	赤穂	6,481	8,955	9,972	6,014	8,893	9,231	8,062	7,982	7,373	9,483	7,389	89,835			
	城西	4,851	7,093	7,065	4,551	6,792	7,465	6,780	6,066	5,584	7,211	5,685	69,143			
	塩屋	7,059	10,207	10,912	6,556	8,968	10,204	9,760	8,664	7,958	10,287	8,244	98,819			
	赤穂西	1,430	1,978	2,179	1,320	1,760	2,418	1,977	1,601	1,650	2,102	1,650	20,065			
尾崎	6,263	8,993	8,592	5,705	8,615	10,444	7,708	7,712	7,043	9,052	7,076	87,203				
御崎	4,602	6,725	5,990	4,138	5,941	7,541	5,990	5,558	5,280	6,688	5,267	63,720				
坂越	2,236	3,140	3,409	2,064	3,124	3,194	3,111	2,739	2,618	3,248	2,506	31,389				
高雄	1,706	2,492	2,990	1,808	2,795	3,322	2,647	2,334	2,265	2,949	2,305	27,613				
有年	938	1,372	1,398	866	1,305	1,510	1,243	1,153	1,083	1,284	1,080	13,232				
原	783	1,245	1,299	784	1,168	1,309	1,114	947	968	1,239	975	11,831				
小計	36,349	52,200	53,806	33,806	49,361	56,638	48,392	44,756	41,822	53,543	42,177	512,850				
幼 稚 園	赤穂	560	2,097	2,361	896	1,254	2,281	2,061	1,368	1,536	2,155	570	17,139			
	城西	593	2,135	2,575	935	1,294	2,376	2,006	1,534	1,554	2,183	708	17,893			
	塩屋	787	2,906	3,348	1,300	1,908	3,222	2,709	1,899	2,227	3,035	804	24,145			
	赤穂西	155	558	675	254	310	651	527	403	403	589	188	4,713			
	尾崎	750	2,785	3,020	1,363	1,683	3,072	2,719	1,812	2,048	2,783	750	22,785			
	御崎	485	1,831	2,042	776	1,055	1,900	1,715	1,129	1,330	1,805	475	14,543			
	坂越	250	955	1,071	400	622	956	851	650	700	855	250	7,560			
	高雄	205	733	861	292	492	822	697	574	576	779	205	6,236			
	有年	65	244	273	97	156	260	235	162	182	254	72	2,000			
	原	110	413	462	176	264	452	396	242	308	426	110	3,359			
あけぼの	300	1,020	1,240	558	682	1,218	1,063	882	0	0	0	6,963				
小計	4,260	15,677	17,928	7,047	9,720	17,210	14,979	10,655	10,864	14,864	4,132	127,336				
特 支	小学部	539	896	942	563	882	938	838	710	686	854	445	8,293			
	中高等部	1,247	2,192	2,088	1,254	2,134	2,345	1,728	1,648	1,680	1,921	916	19,153			
	小計	1,786	3,088	3,030	1,817	3,016	3,283	2,566	2,358	2,366	2,775	1,361	27,446			
	センター	539	808	870	490	746	906	740	646	615	778	637	7,775			
合 計	60,008	95,745	103,515	59,738	87,301	106,882	89,128	81,675	77,796	97,078	64,519	923,385				

2 実施献立一覧表

(単位・回)

献立内容	1.学期	2.学期	3.学期	合計
(1) 汁物	35	42	29	106
(2) 煮物	45	51	33	129
(3) 和え物	36	46	33	115
(4) 麺類	6	7	7	20
(5) 炒め物	11	10	6	27
(6) 蒸し物・ゆで物	10	13	7	30
(7) 焼き物	27	31	19	77
(8) 揚げ物	24	23	16	63
(9) 果物	11	8	8	27
(10) その他	56	58	36	150
(11) パン	17	18	12	47
(12) 米飯	52	58	37	147

3 栄養の摂取状況

区分	エネルギー (Kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (%)	食塩相当量 (g)	カルシウム (mg)	マグネシウム (mg)	鉄 (mg)	亜鉛 (mg)	ビタミンA (μ g RE)	ビタミンB1 (mg)	ビタミンB2 (mg)	ビタミンC (mg)	食物繊維 (g)
中学校	赤穂市平均	828	25.2	2.9	355	108	3.2	3.9	292	0.78	0.60	33	5.2
	文科省基準	820	25~30	3g未満	450	140	4.0	3.0	300	0.50	0.60	35	6.5
小学校	赤穂市平均	671	27.4	2.4	332	91	2.6	3.2	252	0.61	0.54	28	4.3
	文科省基準	640	25~30	2.5g未満	350	80	3.0	2.0	170	0.40	0.40	20	5.0
幼稚園	赤穂市平均	559	28.0	2.0	306	77	2.0	2.7	214	0.50	0.49	22	3.5
	文科省基準	510	25~30	2g未満	280	40	2.0	2.0	150	0.30	0.30	15	4.0

※ 脂質の%は、脂質エネルギー比

専決処分の報告について

- 専第 5 号 赤穂市社会教育委員の委嘱について
- 専第 6 号 赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 専第 7 号 赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったので、教育長に対する事務委任規則（昭和 3・6 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

平成 2 7 年 6 月 1 7 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第5号

赤穂市社会教育委員の委嘱について

本市社会教育委員は、平成27年5月31日をもって任期満了につき、その後任として、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

平成27年6月1日

赤穂市教育長 尾上慶昌

赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

専第6号

赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について

本市公民館運営審議会委員は、平成27年5月31日をもって任期満了につき、その後任として社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

平成27年6月1日

赤穂市教育長 尾上慶昌

赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

専第7号

赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について

本市市民会館運営審議会委員は、平成27年5月31日をもって任期満了につき、その後任として赤穂市民会館条例（昭和49年赤穂市条例第12号）第17条第2項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

平成27年6月1日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

その他

(1) 問題行動、いじめ・不登校の問題について

赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不当である事件に該当するため非公開

(公印省略)
赤教指 第2021号
平成27年6月 日

学 校 園 長 様

赤穂市教育長 尾上 慶昌

平成27年度 夏季休業中における生徒指導について (通達)

生徒指導の根幹は幼児児童生徒理解であり、信頼関係の構築や予防的かつ成長を促す指導に重点を置かなければなりません。日頃の学校園生活において、幼児児童生徒と関わることを通して、人としての生き方の範を示し、多様な価値観に触れさせ、成長を促すことが肝要です。

夏季休業中における家庭生活の中では、学校生活や生き方を問い直す良い機会であり、安心・安全な環境が確保されるよう家庭や地域に積極的に働きかけ、子どもとの一層の信頼関係を構築する絶好の機会でもあります。

そこで、子どもたちが自律的な生活をするをとおして、2学期以降の生活に明るい希望が持てるよう、自分を振り返り、自分を高める生活設計や目標を設定させることが重要です。

なお、休業後の教師の丁寧な検証は、子どもたちの前向きな意欲を喚起する上において非常に重要であります。

については、下記事項に留意し、学校園の実情や幼児児童生徒の発達段階に応じた予防的な指導を充実させ、その徹底を図るよう留意願います。

記

1 夏季休業中の生活に関する指導について

(1) 規律ある生活に向けた指導

幼児児童生徒が夏季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用するなど指導するとともに、幼児児童生徒の動向の把握に努める。

- 一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。
- 交通事故や不審者の被害を受けないよう気をつけるとともに、事故等に遭遇したときの適切な対応を考えさせる。

(2) 悩みや問題を抱える幼児児童生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、休業期間を利用して

家庭訪問を行う等、実態を踏まえ適切な指導・援助に努める。

- 課題を持つ幼児児童生徒に対しては、継続的な家庭訪問等を実施し、課題を共有化するとともに、必要に応じて声をかけるなど学校とのつながりが深まるよう適切な指導を行う。
- 家庭訪問等により保護者との情報交換を図るとともに、幼児児童生徒との心のふれあいをおして、安心して学校生活に復帰できるよう適切な対応を進める。
- 家庭や幼児児童生徒への連絡書類や配布物等が確実に届くなど、学校からの疎外感を味わわせることのないよう努める。

(3) 地域との連携を深める

地域行事への職員の参加を促す等、学校園から積極的に地域へ足を運び、幼児児童生徒をとおして適切な協力関係を構築する。

- 家族や地域とのふれあいをおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に「気づき、考え、行動する」幼児児童生徒を育てる。
- 学校園は、地域行事や健全育成関連活動等に積極的に参加し、地域との連携を深めるとともに、地域を巻き込んだネットワークづくりを推進する。

(4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動においては、体調に十分留意するとともに運動種目の特性を踏まえ種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

- 部活動等において、衣服の管理に留意するよう指導する。特に、更衣室の施錠等の励行に努める。
- 活動中、十分な水分補給に努め、熱中症対策に細心の注意をはらう。

2 夏季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

(1) 命を大切にす指導の徹底

すべての命の尊さを理解させる指導を行うとともに、幼児児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。

- 虐待や暴力等、幼児児童生徒の健全な成長を阻害する行為を確認、または疑いがある場合は、生命と人権を尊重する立場で関係機関との連携を図りながら、適切で迅速な対応をする。

(2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等と連携を図り、幼児児童生徒の交友関係や夏季休業中の生活の状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

- いじめへの対応については、「いじめ防止基本方針（県教委）」「いじめ対策マニュアル（市教委）」「最終提言（第三者委員会）」等による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と

相談活動の充実を図る。

(3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

深夜徘徊、飲酒、喫煙等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力行為、火遊び等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や地域と連携し、幼児児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導に努める。

- 全教職員が一致して幼児児童生徒一人一人の状況把握に努め、子どもたちが抱える課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を把握し、早期に対応する。
- 量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校児童生徒や異校種児童生徒との交流がある場所の巡回を強化するとともに、利用についての指導の徹底を図る。
- 「万引きは犯罪である」という意識を徹底させる。

(4) ネット上のトラブルの未然防止

ラインや掲示板への誹謗・中傷の書き込みは犯罪行為であることを理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用について分かり易く指導する。

- 情報活用と情報モラルやマナーについて、幼児児童生徒への指導を徹底する。
- ラインやフェイスブックに他人の写真を本人の承諾なく掲載することや、悪口を書き込むことは犯罪であることの指導を徹底する。

(5) 家庭への啓発

自分の子どもがどこで何をしているか常に注意深く観察するとともに、夜間の外出や携帯電話、パソコン等の使用については、家庭で管理するよう啓発する。

- 外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、深夜（午後11時～午前5時）に不要な外出をさせない。
- 子どもの携帯電話使用状況について定期的に確認する。保護者の責任としてフィルタリング設定をするよう強く指導する。

(6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、こども家庭センター、警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。

- 虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て健康課、警察、育成センターに速やかに通報する。
- 学校の状況を適宜、地域に発信し、情報を地域と共有しながら相互の関わりを深めていくことで、信頼関係の強化に努める。

(7) 犯罪等からの安全確保

警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、幼児児童生徒が様々な危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導する。

- 犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動によるトラブルや喧嘩が起きないように指導する。
- 不審者等の被害に遭いそうになったら、まず逃げることを、大声で助けを呼ぶことなど具体的な方法を指導する。

- 「名前聞き出し」と思われる不審電話を受けたときは、一切を拒否し、警察や学校園に連絡するよう指導する。

(8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことを指導する。

- 交通ルール of 遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。
- 自転車に乗る時は、ヘルメットを着用するよう指導する。